第七条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第七項中「関するもの」の下に「（以下この条において「立入検査等事務」という。）」を加え、「当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する都道府県知事」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所が市の区域に属する場合　当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二　当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所が町村の区域に属する場合　当該町村を包括する都道府県の知事

第十三条第八項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条第九項中「、第六項本文及び第七項本文」を「及び第六項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

10　第七項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

第四条　中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「管轄する都道府県知事」の下に「（当該高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。以下この条において同じ。）」を加える。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第五条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第一項中「関するもの」の下に「（以下この条において「立入検査等事務」という。）」を加え、「その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合　当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二　その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合　当該町村を包括する都道府県の知事

第十四条第二項中「同項に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条第三項中「第一項本文の」を「第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う」に、「同項本文に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「、都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「として都道府県知事」を「としてそれぞれ都道府県知事又は市長」に改める。

第十六条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（ガス事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にガス事業法第四十六条第一項、第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

（電気用品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に電気用品安全法第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十六条の二第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十二条第一項、第八十三条第一項又は第八十三条の二第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

（中小小売商業振興法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで、第六項若しくは第八項（中小小売商業振興法施行令第九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは同令第九条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行った認定その他の行為又は同法第四条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは同令第九条第一項の規定により都道府県知事に対して行った認定の申請で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った認定その他の行為又は当該市長に対して行った認定の申請とみなす。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に消費生活用製品安全法第四十条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

経済産業大臣　枝野　幸男

内閣総理大臣　野田　佳彦